

# ○池田市地域生活支援事業実施規則

平成25年3月29日

規則第65号

改正 平成27年3月31日規則第20号

平成27年12月24日規則第53号

平成28年3月30日規則第19号

平成31年4月19日規則第41号

令和4年3月31日規則第40号

令和5年3月20日規則第13号

令和5年7月6日規則第41号

令和6年3月27日規則第9号

## (趣旨)

第1条 この規則は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性又は利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施するため障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定により市が行う地域生活支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において「地域生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 相談支援事業
  - (2) 成年後見制度利用支援事業
  - (3) 意思疎通支援事業
  - (4) 日常生活用具給付事業
  - (5) 移動支援事業
  - (6) 地域活動支援センター機能強化事業
  - (7) 障がい者移動入浴事業
  - (8) 日中一時支援事業
  - (9) 社会参加促進事業
  - (10) 障がい者デイサービス事業
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- 2 この規則において「相談支援事業」とは、障がい者等の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のための必要な援助を行う事業をいう。
- 3 この規則において「成年後見制度利用支援事業」とは、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業をいう。
- 4 この規則において「意思疎通支援事業」とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う事業をいう。
- 5 この規則において「日常生活用具給付事業」とは、障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、又は貸与する事業をいう。
- 6 この規則において「移動支援事業」とは、屋外での移動が困難な障がい者等について、地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援を行う事業をいう。
- 7 この規則において「地域活動支援センター機能強化事業」とは、障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化する事業をいう。
- 8 この規則において「障がい者移動入浴事業」とは、地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業をいう。

- 9 この規則において「日中一時支援事業」とは、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保する事業をいう。
- 10 この規則において「社会参加促進事業」とは、障がい者等の自立及び社会参加を促進するため、スポーツ活動、芸術文化活動、人材育成等の場を提供する事業をいう。
- 11 この規則において「障がい者デイサービス事業」とは、障がい者等の創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う場を確保する事業をいう。
- 12 この規則において「地域生活支援給付事業」とは、意思疎通支援事業、移動支援事業、障がい者移動入浴事業、日中一時支援事業及び障がい者デイサービス事業をいう。
- 13 この規則において「地域生活支援給付費」とは、地域生活支援給付事業を利用した者に対し、支給する給付費をいう。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(実施主体)

第3条 地域生活支援事業の実施主体は、池田市とする。ただし、地域生活支援事業の全部又は一部を社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は地域生活支援事業を適正に実施することができると市長が認めるもの(以下「社会福祉法人等」という。)に委託することができるものとする。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(登録事業者)

第4条 地域生活支援給付事業の運営は、社会福祉法人等のうち、次項及び第3項の規定により登録をしたものであって、市長が指定したものが実施する。

2 地域生活支援給付事業の運営を実施しようとするものは、池田市地域生活支援給付事業所登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる事項を記載した書面を添えて市長に申請しなければならない。ただし、意思疎通支援事業については第1号、第2号及び第13号、移動支援事業、日中一時支援事業及び障がい者デイサービス事業については第13号、障がい者移動入浴事業については第1号及び第2号に規定する書面の添付を要しない。

- (1) 地域生活支援給付事業を行う事業所(以下「地域生活支援給付事業所」という。)の平面図
- (2) 地域生活支援給付事業所の設備の概要(居宅介護に係る事業の場合を除く。)
- (3) 地域生活支援給付事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (4) 地域生活支援給付事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (5) 当該申請に係る事業の運営規程
- (6) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 当該申請に係る事業に従業する者の勤務体制及び勤務形態
- (8) 当該申請に係る事業実施能力
- (9) 職種、勤務形態、氏名、資格の種類等を記載した従業者一覧表
- (10) 当該申請に係る事業に必要な資格証明書等
- (11) 財産目録
- (12) 組織体制図
- (13) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定証明書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、申請に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定により申請したものに係る実績、事業実施能力及び運営しようとする内容を審査し、登録の可否を決定し、池田市地域生活支援給付事業所登録通知書(様式第2号)又は池田市地域生活支援給付事業所登録申請不承認通知書(様式第3号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

4 前項の池田市地域生活支援給付事業所登録通知書を受けた者(以下「登録事業者」という。)は、市長に対し、地域生活支援給付費の代理受領に係る申出書(様式第4号)を提出しなければならない。

5 登録事業者は、第2項の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに池田市地域生活支援給付事業所登録内容変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

- 6 登録事業者は、地域生活支援給付事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに池田市地域生活支援給付事業所廃止(休止・再開)届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(報告等)

第5条 市長は、地域生活支援給付費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者若しくはその従業者(以下「登録事業者等」という。)又は登録事業者等であったもの(以下「関係者」という。)に対して出頭を求め、又は当該職員に登録事業者等及び関係者に対して質問させ、若しくは地域生活支援給付事業所に係る帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、登録事業者及び関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第3項に規定する登録を取り消すことができる。

(1) 地域生活支援給付費の請求に関し不正があったとき。

(2) 登録事業者等が前条第1項の規定による出頭、質問及び検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは帳簿書類の提出又は提示を拒み、質問に対し虚偽の答弁をしたとき。ただし、登録事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(3) 登録事業者が、不正な手段により第4条第3項に規定する登録を受けたとき。

(利用対象者)

第7条 意思疎通支援事業の対象となる者は、本市に住所を有する者で、身体障害者手帳を所持し、又は身体障害者手帳の交付申請中である聴覚、言語機能、音声機能等の障がい者であって、社会生活の円滑な意思疎通が困難なため同時通訳を必要とするものとする。

2 日常生活用具給付事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、当該者又はその保護者が本市の区域内に居住し、かつ、在宅しており、当該者又はその保護者から当該日常生活用具給付事業に係る申請があった場合において、当該申請に係る障がいの状況から日常生活用具の購入が必要であると認められるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者

(2) 療育手帳制度(「療育手帳制度の実施について」(昭和48年9月27日児発厚生省児童家庭局長通知)に規定する療育手帳制度をいう。)に規定する療育手帳の交付を受けている者

(3) 前2号に該当しない者で、早期の療育が必要と市長が判断したもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証の交付を受けている者

(6) 医師の診断書により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者であると市長が認める者

(7) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者

3 移動支援事業、日中一時支援事業及び障がい者デイサービス事業の対象となる者は、前項各号のいずれかに該当する者で、当該者又はその保護者が本市の区域内に居住し、かつ、在宅しているものとする。

4 障がい者移動入浴事業の対象となる者は、本市の区域内に居住する在宅で介護を要する重度の身体障がい者で、原則として下肢又は体幹機能障がい(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定めるものをいう。)で身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

(1) 居宅において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者

- (2) 本人、家族等が入浴サービスの利用を希望する者
  - (3) 主治医が入浴可能と認めた者
  - (4) 入浴サービス実施時に介護者の立会いが可能な者
  - (5) 障がい者デイサービスを利用していない者
- 5 前各項に規定するもののほか、地域生活支援事業に係る対象者については、別に定める。  
(全部改正〔平成27年規則20号〕、一部改正〔令和5年規則13号・41号〕)

(支給の申請)

第8条 地域生活支援給付事業を利用しようとする者又はその保護者は、市長に地域生活支援給付費申請書(様式第7号)を提出しなければならない。この場合において、障がい者移動入浴事業を利用しようとする者又はその介護者は、主治医の移動入浴事業意見書(様式第8号)及び誓約書(様式第9号)を当該地域生活支援給付費申請書に添付するものとする。

- 2 前項に規定する申請に当たっては、地域生活支援給付事業の対象者に該当する旨を表す手帳等を提示するものとする。

(一部改正〔平成27年規則20号・令和4年40号〕)

(支給の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域生活支援給付事業の種類ごとに月を単位として12か月を超えない範囲において、地域生活支援給付事業に係るサービスの量を定め、支給の決定(以下「支給決定」という。)を行い、地域生活支援給付費支給決定通知書(様式第10号)及び地域生活支援給付事業受給者証(様式第11号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

- 2 市長は、前条第1項の規定による申請が適当でないとして認めるときは、地域生活支援給付費不支給決定通知書(様式第12号)により当該申請をした者に通知しなければならない。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(地域生活支援給付事業の内容の変更)

第10条 支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、現に受給している地域生活支援給付事業の種類、当該事業に係るサービスの量等の事項を変更する必要があるときは、市長に対し、地域生活支援給付費変更申請書(様式第13号)により申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請において変更の必要があると認めるときは、地域生活支援給付費変更決定通知書(様式第14号)により支給決定の変更を受給者に通知する。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給決定を取り消すものとする。

- (1) 受給者が、地域生活支援給付事業を受ける必要がなくなったと市長が認める場合
- (2) 受給者が第7条の規定に該当しなくなった場合
- (3) 受給者が不正な手段により支給決定を受けた場合

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(地域生活支援給付費)

第12条 市長は、受給者が地域生活支援給付事業を受けたときは、地域生活支援給付費を支給する。

- 2 地域生活支援給付費の額は、別表第1に規定する地域生活支援給付事業に係るサービス単価(以下「サービス単価」という。)により算定した費用の額(その額が現に地域生活支援給付事業に係るサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。ただし、日中一時支援事業に係る送迎加算及び運営加算並びに意思疎通支援事業については、別表第1に規定するサービス単価により算定した費用の額を、移動入浴事業については、別表第1に規定するサービス単価と別表第2に規定する地域生活支援給付事業に係るサービス利用料の額との差額に相当する額を地域生活支援給付費の額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に係る地域生活支援給付費(意思疎通支援事業及び移動入浴事業に係るものを除く。)の額は、地域生活支援給付事業に要した費用の額とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する個人の市町村民税及び同法第41条第1項の規定により当該個人の市町村民税と併せて徴収すべき個人の道府県民税が課される者がいない世帯に属する者

4 受給者が登録事業者から地域生活支援給付事業を受けたときは、市長は、受給者が登録事業者に支払うべき当該地域生活支援給付事業に要した費用について、地域生活支援給付費として受給者若しくは受給者が未成年の時はその保護者に支給すべき額の限度において、受給者に代わり、当該地域生活支援給付事業を提供した登録事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(不正利得の徴収)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により地域生活支援給付事業を受けた者に対し、既に支給した地域生活支援事業給付費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為により地域生活支援事業給付費の支給を受けた登録事業者に対し、既に支給した地域生活支援事業給付費に相当の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(地域生活支援給付事業に係る利用料及び負担上限月額)

第14条 地域生活支援給付事業に係るサービスの利用料は、別表第2に定める額とする。ただし、別表第2に規定する利用料の額が地域生活支援給付事業に係るサービスに要した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該地域生活支援給付事業に係るサービスに要した費用の額の100分の10に相当する額とする。

2 地域生活支援給付事業(意思疎通支援事業及び障がい者移動入浴事業を除く。)に係る負担上限月額は、別表第3に定める額とする。

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(地域生活支援給付事業以外の地域生活支援事業の運営等)

第15条 地域生活支援事業のうち、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、日常生活用具給付事業、地域活動支援センター機能強化事業及び社会参加促進事業に係る運営等については、別に定める。

(全部改正〔平成27年規則20号〕)

(補則)

第16条 この規則に掲げるもののほか、地域生活支援事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(追加〔平成27年規則20号〕)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(池田市寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する規則の一部改正)

2 池田市寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する規則(平成26年池田市規則第14号)の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則(平成27年12月24日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則、池田市地域生活支援事業実施規則、身体障害者福祉法施行細則及び知的障害者福祉法施行細則の規定に基づき提出されている書類は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等施行細則、池田市地域生活支援事

業実施規則、身体障害者福祉法施行細則及び知的障害者福祉法施行細則の規定に基づき提出された書類とみなす。

附 則(平成28年3月30日規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた市長の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月19日規則第41号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める相当様式による書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による書類は、当分の間、必要な修正を加え、使用することができる。

附 則(令和4年3月31日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第1(4)の表の規定は、この規則の施行の日以後に受給者が受けた意思疎通支援事業の地域生活支援給付事業に係るサービス単価について適用し、同日前に受給者が受けた意思疎通支援事業の地域生活支援給付事業に係るサービス単価については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている書類は、この規則による改正後の様式(以下「新様式」という。)により提出された書類とみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による書類については、所要の修正を加え、当分の間新様式による書類として使用することができる。

附 則(令和5年3月20日規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月6日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月27日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第12条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号・令和4年40号〕)

(地域生活支援給付事業に係るサービス単価)

(1) 移動支援事業

時間	単価(1回につき)	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分以下	2,300円	800円
30分を超え1時間以下	4,000円	1,500円
1時間を超え1時間30分以下	5,800円	2,250円
1時間30分を超え2時間以下	6,550円	2,950円
2時間を超え2時間30分以下	7,300円	3,650円

2時間30分を超え3時間以下	8,050円	4,350円
3時間を超える場合(30分までを増す毎に)	700円を加算	

(2) 日中一時支援事業

単価(1回につき)	4,000円
送迎加算(1回につき)	1,500円
運営加算(1回につき)	2,350円

(3) 障がい者デイサービス事業

ア 入浴介助又は食事提供を行う事業所を利用した場合

時間		単価 (1日につき)	食事提供加算 (1日につき)	入浴加算 (1日につき)	送迎加算 (片道につき)
単 独 型	4時間未満	3,190円	420円	400円	540円
	4時間以上6時間未満	5,330円			
	6時間以上	6,930円			
併 設 型	4時間未満	2,520円			
	4時間以上6時間未満	4,190円			
	6時間以上	5,460円			

イ アに該当しない事業所を利用した場合

時間		単価 (1日につき)	送迎加算 (片道につき)
単 独 型	4時間未満	1,330円	540円
	4時間以上6時間未満	2,220円	
	6時間以上	2,900円	
併 設 型	4時間未満	660円	
	4時間以上6時間未満	1,090円	
	6時間以上	1,420円	

備考 単独型とは福祉施設等に併設又は隣接していない事業所を、併設型とは福祉施設等に併設又は隣接している事業所をいう。

(4) 意思疎通支援事業

時間	単価(1回につき)
1時間以下	1,900円
1時間を超える場合(30分までを増すごとに)	950円を加算

(5) 障がい者移動入浴事業

単価(1回につき)	11,000円
-----------	---------

別表第2(第12条関係、第14条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

(地域生活支援給付事業に係るサービス利用料)

(1) 移動支援事業利用料

時間	利用料(1回につき)	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分以下	230円	80円
30分を超え1時間以下	400円	150円
1時間を超え1時間30分以下	580円	225円

1時間30分を超え2時間以下	655円	295円
2時間を超え2時間30分以下	730円	365円
2時間30分を超え3時間以下	805円	435円
3時間を超える場合(30分までを増す毎に)	70円を加算	

(2) 日中一時支援事業利用料

利用料(1回につき)	400円
------------	------

(3) 障害者デイサービス事業利用料

ア 入浴介助又は食事提供を行う事業所を利用した場合

時間		利用料 (1日につき)	食事提供加算 (1日につき)	入浴加算 (1日につき)	送迎加算 (片道につき)
単 独 型	4時間未満	319円	42円	40円	54円
	4時間以上6時間未満	533円			
	6時間以上	693円			
併 設 型	4時間未満	252円			
	4時間以上6時間未満	419円			
	6時間以上	546円			

イ アに該当しない事業所を利用した場合

時間		利用料 (1日につき)	送迎加算 (片道につき)
単 独 型	4時間未満	133円	54円
	4時間以上6時間未満	222円	
	6時間以上	290円	
併 設 型	4時間未満	66円	
	4時間以上6時間未満	109円	
	6時間以上	142円	

備考 単独型とは福祉施設等に併設又は隣接していない事業所を、併設型とは福祉施設等に併設又は隣接している事業所をいう。

(4) 意思疎通支援事業利用料

利用料(1回につき)	0円
------------	----

(5) 障がい者移動入浴事業利用料

利用料(1回につき)	1,900円
------------	--------

別表第3(第14条関係)

(追加〔平成27年規則20号〕)

(1) 負担上限月額(地域生活支援給付事業)

生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	4,000円

備考

- 負担上限月額は、地域生活支援給付事業に係るサービスの1つの事業のみを利用する場合にあってはその利用料に、複数の事業を利用する場合にあってはそれらの利用料の合計額に係るものとする。

- 2 市民税の課税、非課税の別は、18歳以上の障がい者(施設に入所する18歳及び19歳を除く。)については障がいのある方とその配偶者、障がい児(施設に入所する18歳及び19歳を含む。)については保護者の属する基本台帳での世帯主及び世帯員の当年度(利用する日の属する月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度)の市民税の課税状況によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号・令和4年40号〕)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

池田市地域生活支援給付事業所登録申請書

(宛先) 池田市福祉事務所長

所在地  
申請者 名称  
(設置者) 代表者

地域生活支援給付事業所の登録を受けたいので、池田市地域生活支援事業実施規則第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

申請者(設置者)	名称	フリガナ		
	主たる事業所の所在地	郵便番号( )	都道府県	郡市区
	連絡先	電話番号( )	FAX番号( )	
	法人の種類	法人所管庁		
	代表者の氏名	職名	フリガナ 氏名	
	代表者の住所	郵便番号( )	都道府県	郡市区
登録を受けようとする事業所の種類	名称	フリガナ		
	事業所の所在地	郵便番号( )	都道府県	郡市区
	同一事業所において行う事業等			
	事業等の種類	登録申請をする事業 事業開始予定年月日	既に登録を受けている事業 事業所番号及び年月日	
	移動支援	年 月 日	指定登録 事業所番号	年 月 日
	日中一時支援	年 月 日	指定登録 事業所番号	年 月 日
	障がい者サービス	年 月 日	指定登録 事業所番号	年 月 日
意思疎通支援	年 月 日	指定登録 事業所番号	年 月 日	
移動入浴	年 月 日	指定登録 事業所番号	年 月 日	
介護保険において事業者指定を受けている場合はその番号				

(備考)

- 「法人の種類」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「一般財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 「法人所管庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一事業所において行う事業等」の欄のうち「登録申請をする事業」の欄には、今回申請をする事業について、該当する欄に「○」を記載し、事業開始予定年月日を記載してください。
- 「同一事業所において行う事業等」の欄のうち「既に登録を受けている事業」の欄には、事業所としての指定又は登録を受け、番号が付されている場合には、その事業所番号等を記載してください。

様式第2号(第4条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号〕)

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 日

池田市地域生活支援給付事業所登録通知書

様

池田市福祉事務所長 印

年 月 日付で地域生活支援事業所登録の申請がありました事業者について、下記のとおり登録を行いましたので通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
代表者氏名	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援 <input type="checkbox"/> 障がい者デイサービス <input type="checkbox"/> 意思疎通支援 <input type="checkbox"/> 移動入浴
事業所番号	.....

様式第3号(第4条関係)

(全部改正〔令和6年規則9号〕)

様式第3号(第4条関係)

池田市地域生活支援給付事業所登録申請不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

池田市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のありました池田市地域生活支援給付事業所の登録については、下記の理由により承認しないことを決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 不承認理由

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に池田市長に対し審査請求をすることができます(なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

池田市 障がい福祉課

様式第4号(第4条関係)

(一部改正〔令和4年規則40号〕)

様式第4号(第4条関係)

地域生活支援給付費の代理受領に係る申出書

年 月 日

(宛先) 池田市福祉事務所長

所在地  
届出者 名称  
(設置者) 代表者

下記のとおり、代理受領について申し出ます。

記

代表者氏名	
事業所名	
事業所の所在地	電話番号
事業所番号	.....
代理受領の取扱いを受けようとする期間	年間 ただし、期間満了の1か月前までに特段の意思表示がない場合には、 期間満了の日の翌日においてさらに更新をしたものとみなす。

様式第5号(第4条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号・令和4年40号〕)

様式第5号(第4条関係)

池田市地域生活支援給付事業所登録内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 池田市福祉事務所長

所在地  
届出者 名称  
(設置者) 代表者

池田市地域生活支援給付事業所の登録を受けた内容について変更しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

登録内容を変更した事業所		事業所番号											
		名称											
変更があった事項		所在地											
		事業の種類											
		変更の内容											
		変更前	変更後										
1	事業所の名称												
2	事業所の所在地(設置の場所)												
3	申請者(設置者)の名称												
4	主たる事務所の所在地												
5	代表者の氏名及び住所												
6	事業所の平面図												
7	事業所の設備の概要 (居宅介護に係る事業の場合を除く。)												
8	事業所の管理者の氏名、経歴及び住所												
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所 (居宅介護に係る事業の場合のみ。)												
10	運営規程												
11	その他( )												
変更年月日				年 月 日									

備考 1 該当項目番号に○を付してください。  
2 変更の内容がわかる書類を添付してください。

様式第6号(第4条関係)

(一部改正〔平成27年規則20号・令和4年40号〕)



地域生活支援給付費申請書

(宛先) 池田市福祉事務所長

次のとおり申請します。

		申請年月日		年	月	日
申請者	フリガナ					
	氏名	生年月日		年	月	日
	居住地	〒 ー				
		電話番号				
フリガナ		生年月日		年	月	日
支給申請に係る児童氏名		続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
		施設サービス	利用中の施設名等			
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1 2 ・要介護 1 2 3 4 5
			利用中のサービスの種類と内容等			
	地域生活支援給付費	申請する支援の種類・内容				
	種類	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 障がい者デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 意思疎通支援	<input type="checkbox"/> 移動入浴			
	内容					

以下のことについて同意します。

- ・利用者負担額を決定するため本人及び扶養義務者、世帯全員の市民税課税台帳を福祉事務所長が閲覧すること。
- ・勘案事項整理票、認定調査等による聞き取り内容について、サービス利用契約を締結した指定事業者から求めがあった場合には、サービス提供に必要な範囲で情報提供すること。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

様式第8号(第8条関係)

### 移動入浴事業意見書

氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
住所			
既往症			
現病及び治療内容			
入浴について	可・否		
感染症の有無等 入浴に際して特に留意をすべきこと	MRSA ( ) 疥癬 ( )		
	緑膿菌 ( ) その他 ( )		
上記のとおり意見を付します。			
年 月 日			
住 所 医療機関 医師名			

※移動入浴事業とは、入浴専用車が家庭に出向き、家族の方を中心に看護師などが協力して自室での入浴を行う事業です。

様式第9号(第8条関係)

(追加〔平成27年規則20号〕、一部改正〔令和4年規則40号〕)

様式第9号(第8条関係)

## 誓 約 書

障がい者移動入浴事業の給付費の支給を受けるに当たり、次の事項について誓約します。

1. 入浴日の通知を受けたときは、入浴の2日前から検温を行うとともに、あらかじめ主治医の意見を聞き入浴サービス従事者に伝えます。
2. 入浴の当日には、立会人として家族(介護者)が入浴に立ち会います。
3. 当日の入浴の可否の判断については、入浴サービス従事者の指示に従います。
4. その他入浴サービスに関する指示事項を守ります。
5. 入浴中の不測の事故については、一切の責任を負い、将来にわたって異議の申立てはいたしません。

年 月 日

(宛先) 池田市福祉事務所長

申請者 住 所  
氏 名

介護者 氏 名  
利用者との続柄 ( )

様式第10号(第9条関係)

(全部改正〔令和4年規則40号〕)

地域生活支援給付費支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

池田市福祉事務所長 印

池田市地域生活支援事業実施規則第9条第1項の規定に基づく地域生活支援給付費の支給及び同規則第14条の規定に基づく利用者負担上限月額について、下記のとおり決定し、地域生活支援給付事業受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障害者(保護者)氏名	
支給決定日		支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
利用者負担上限月額 (意思疎通支援及び移動入浴を除く。)			

サービスの種類	支援の内容	サービスの種類	支援の内容
移動支援		日中一時支援	
聴がい者デイサービス		意思疎通支援	
移動入浴			
特記事項			

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に池田市長に対し審査請求をすることができます(なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

池田市福祉部障がい福祉課

様式第11号（第9条関係）

(一)

地域生活支援給付事業受給者証	
受給者証番号	
受給者	居住地
	〒
	氏名
児童	生年月日
	〒
	氏名
児童	生年月日
	年 月 日
交付年月日	
支給市町村名及び印	

(二)

利用者負担（意思疎通支援及び移動入浴に係る利用者負担額を除く。）	
負担割合	
負担上限月額	円
支給決定の内容（移動支援）	
支給決定期間	
サービスの内容	支給量

(三)

支給決定の内容（日中一時支援）	
支給決定期間	
サービスの内容	支給量等
(予備欄)	

(四)

支給決定の内容（障がい者デイサービス）	
支給決定期間	
サービスの内容	支給量等
特記事項欄	

(五)

利用者負担（意思疎通支援）	
利用者負担額	

(六)

利用者負担（移動入浴）	
利用者負担額	

支給決定の内容（意思疎通支援）		
支給決定期間		
支給決定回数	手話通訳	
	要約筆記	

支給決定の内容（移動入浴）	
支給決定期間	
利用回数	

(七)

支給量変更の記載欄	
変更後の種類及び支給量	市町村認印
変更年月日 年 月 日	
(子備欄)	

(八)

(子備欄)
-------

(九)

注 意 事 項

- 1 この証は、各ページをよく読んで大切に持って  
いてください。
- 2 地域生活支援給付事業を受けようとするときは  
必ずこの証を登録事業者に提示してください。
- 3 地域生活支援給付事業(意思疎通支援及び移動  
入浴を除く。)を受けるときに支払う金額は、当  
該地域生活支援給付事業に要した費用(食費等を  
除く。)の1割です。ただし、二面の利用者負担  
上限月額欄に記載された金額が1か月あたりの上  
限になります。  
また、意思疎通支援及び移動入浴を受けるとき  
に支払う金額については、五面、六面に規定する  
利用者負担額です。
- 4 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援  
給付費の支給を受けられませんので、支給決定期  
間を経過する前に、池田市にその証を添えて、支  
給の再申請をしてください。
- 5 支給量の変更をする必要がある場合は、支給量  
の変更の申請をすることができます。
- 6 この証の一面の記載事項に変更があったときは  
14日以内に、この証を添えて、池田市にその旨  
を届け出てください。

(十)

- 7 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域  
に移すと、この証は使えなくなります。  
居住地を移そうとする場合は、事前に、この証  
を交付した池田市にご連絡、又はご相談ください。  
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に  
居住地を移したときは、14日以内にこの証を添  
えて、この証を交付した池田市に届け出てくださ  
い。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したと  
きは、速やかに届け出て、再交付を受けてくださ  
い。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を  
発見したときは、速やかに、池田市に返してくだ  
さい。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの  
証を、池田市に返してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により  
処罰されることがあります。
- 11 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活  
支援給付事業については、地域生活支援給付費の  
支給は受けられません。

(十一)

番号	移動支援事業者記入欄			
1	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		
2	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		
3	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		

(十二)

番号	移動支援事業者記入欄			
4	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		
5	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		
6	事業者及びその 事業所の名称			
	サービス内容			
	契約支給量	月	時間	分
	契約日	年	月	日
	当該契約支給量によるサ ービス提供終了日	年	月	日
	サービス提供終了月中の 終了日までの提供回数	時間 分		

(十三)

番号	日中一時支援事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回
2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回

(十四)

番号	日中一時支援事業者記入欄	
3	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回
4	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回

(十五)

番号	障がい者デイサービス事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回
2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回

(十六)

番号	障がい者デイサービス事業者記入欄	
3	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回
4	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス提供終了月中の終了日までの提供回数	回

(十七)

番号	意思疎通支援事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回

(十八)

番号	意思疎通支援事業者記入欄	
3	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回
4	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/月)	回
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回

(十九)

番号	移動入浴事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/週)	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回
2	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/週)	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回

(二十)

番号	移動入浴事業者記入欄	
3	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/週)	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回
4	事業者及びその事業所の名称	
	契約日	年 月 日
	サービス内容	
	契約支給量(/週)	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
	サービス内容	
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	回

様式第12号(第9条関係)

(全部改正〔令和4年規則40号〕)

地域生活支援給付費不支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

池田市福祉事務所長

印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援給付費については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 支給を行わない理由

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に池田市長に対し審査請求をすることができます(なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

池田市福祉部障がい福祉課

地域生活支援給付費変更申請書

(宛先) 池田市福祉事務所長

地域生活支援給付事業に係る事項の変更を次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名		生年月日	年 月 日
	居住地	〒 ー		
			電話番号	
支給申請に係る児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号

申請するサービスの種類等	サービス利用の状況	居宅サービス	利用中のサービスの種類と内容等				
		施設サービス	利用中の施設名等				
		介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5
			利用中のサービスの種類と内容等				
	地域生活支援給付費	申請する支援の種類・内容					
	種類	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/> 障がい者デイサービス			
		<input type="checkbox"/> 意思疎通支援	<input type="checkbox"/> 移動入浴				
	内容						

以下のことについて同意します。

- ・利用者負担額を決定するため本人及び扶養義務者、世帯全員の市民税課税台帳を福祉事務所長が閲覧すること。
- ・勘案事項整理票、認定調査等による聞き取り内容について、サービス利用契約を締結した指定事業者から求めがあった場合には、サービス提供に必要な範囲で情報提供すること。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

地域生活支援給付費変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

池田市福祉事務所長

印

池田市地域生活支援事業実施規則第10条第2項の規定に基づき、(支給決定事項の変更利用者負担上限月額の変更)について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者証番号	
支給決定障害者(保護者)氏名	支給決定に係る児童氏名
変更年月日	
変更後の地域生活支援給付事業の種類、内容及び支給料	
変更後の利用者負担上限月額	
変更の理由	

・不服申立て及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に池田市長に対し審査請求をすることができます(なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内限り、池田市を被告として(訴訟において池田市を代表する者は池田市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

問合せ先

池田市福祉部障がい福祉課